

防第693号  
医福第766号  
令和2年12月18日

各市町村長 様  
(防災担当課)  
(障がい福祉担当課)

岐阜県危機管理部長  
健康福祉部長

日常的に電源を必要とする医療機器を使用する在宅障がい児者に係る  
災害時支援等体制の整備について

このことについて、日常的に人工呼吸器等の電源を必要とする医療機器を使用する在宅障がい児者（以下、「要電源児者」という。）は、災害時等における停電による医療機器を使用するための電源の喪失が生命の危機に直結し、発災時には直ちに支援が必要となることから、市町村において要電源児者を把握し、災害時の具体的な支援等体制を整備することが必要であると考えております。

そこで、要電源児者の災害時支援等体制について、以下のとおりお示ししますので、貴市町村における体制整備の参考にしていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 要電源児者の把握について

要電源児者の把握については、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下、「医療的ケア児」という。）の情報を、保護者等の同意を得て、関係課室等と情報を共有し、特定することが重要と考えられます。

このため、市町村において、「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成28年6月3日付け医政発0603第3号、雇児発0603第4号、障発0603第2号、府子本第377号、28文科初第372号、以下、「通知」という。）を参考とし、医療的ケア児等であることを把握した場合には、当該医療的ケア児等が心身の状況に応じて適切な支援が受けられるよう、その保護者等に対し、必要に応じ、関係課室等について情報提供を行い、保護者等の同意を得て、関係課室等と必要な情報を共有いただきますようお願いいたします。

なお、通知では、市町村の母子保健担当者が母子保健施策の実施を通じ、医療的ケア児

であることを把握した場合に、保護者等への情報提供及び関係課室等への情報共有に努めることとされておりますが、障がい福祉担当課等による施策の実施を通じ、医療的ケア児等であることを把握した場合においても、同様に対応いただきますようお願いいたします。

また、医療的ケア児等に関する関係課室等との情報の共有については、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、市町村において設置する保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場（以下、「協議の場」という。）を活用することが考えられます。

「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」（平成30年度～令和2年度）では、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）に即して定める目標として、県、各圏域及び各市町村（圏域での設置を含む）において、協議の場を設置することとしたところです。

このため、市町村においても、協議の場を設置いただき、要電源児者の把握についても積極的に協議いただきますようお願いいたします。

## 2 要電源児者の避難支援等体制の整備について

「障害者等に係る避難支援等体制の整備について」（平成31年4月22日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）にて、障害者又は障害児に係る避難支援等体制について示されておりますので、市町村における要電源児者の避難支援等体制整備の参考にしていただきますようお願いいたします。

特に、市町村において、在宅の要電源児者等、避難行動要支援者として避難支援等が必要と見込まれる者を適切に把握するとともに、地域防災計画に定める避難行動要支援者名簿への掲載要件から要電源児者等が形式的に外れた場合であっても、自らの命を主体的に守るため、要電源児者等自らが、避難行動要支援者名簿への掲載を市町村へ求めることができる仕組みを検討していただきますようお願いいたします。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月 内閣府（防災担当）、以下、「取組指針」という。）において、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切であり、その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定することが望ましいとされております。

このほか、県内市町村においては、避難行動要支援者名簿の掲載要件に関わらない要電源児者のサポートノートの作成、災害時における要電源児者の避難先の事前登録及び発災時又は発災前に要電源児者が福祉避難所に直接避難する体制構築等の取組みを行っている市町村もみられます。

このため、市町村においては、取組指針や好事例を参考とし、平常時から、要電源児者等に対する個別計画の策定をはじめとした具体的な避難支援等に関して対応いただきますようお願いいたします。

### 3 災害時における要電源児者の電源の確保について

要電源児者は、医療機器を使用するための電源の喪失が生命の危機に直結するため、発災直後は、まず家庭で電源を確保いただくことが重要であると考えられます。

このため、市町村においても、要電源児者の家庭における非常用電源装置等の整備に対する助成を検討するなど、要電源児者の家庭における電源の確保を促進くださいますようお願いいたします。

また、発災後、要電源児者が家庭での生活が困難となった場合、医療機関や避難所等で受け入れ、電源を提供いただくことが重要であると考えられるため、市町村において、指定避難所及び福祉避難所等における要電源児者が医療機器を使用するための非常用電源装置等の整備を進めてくださいますようお願いいたします。